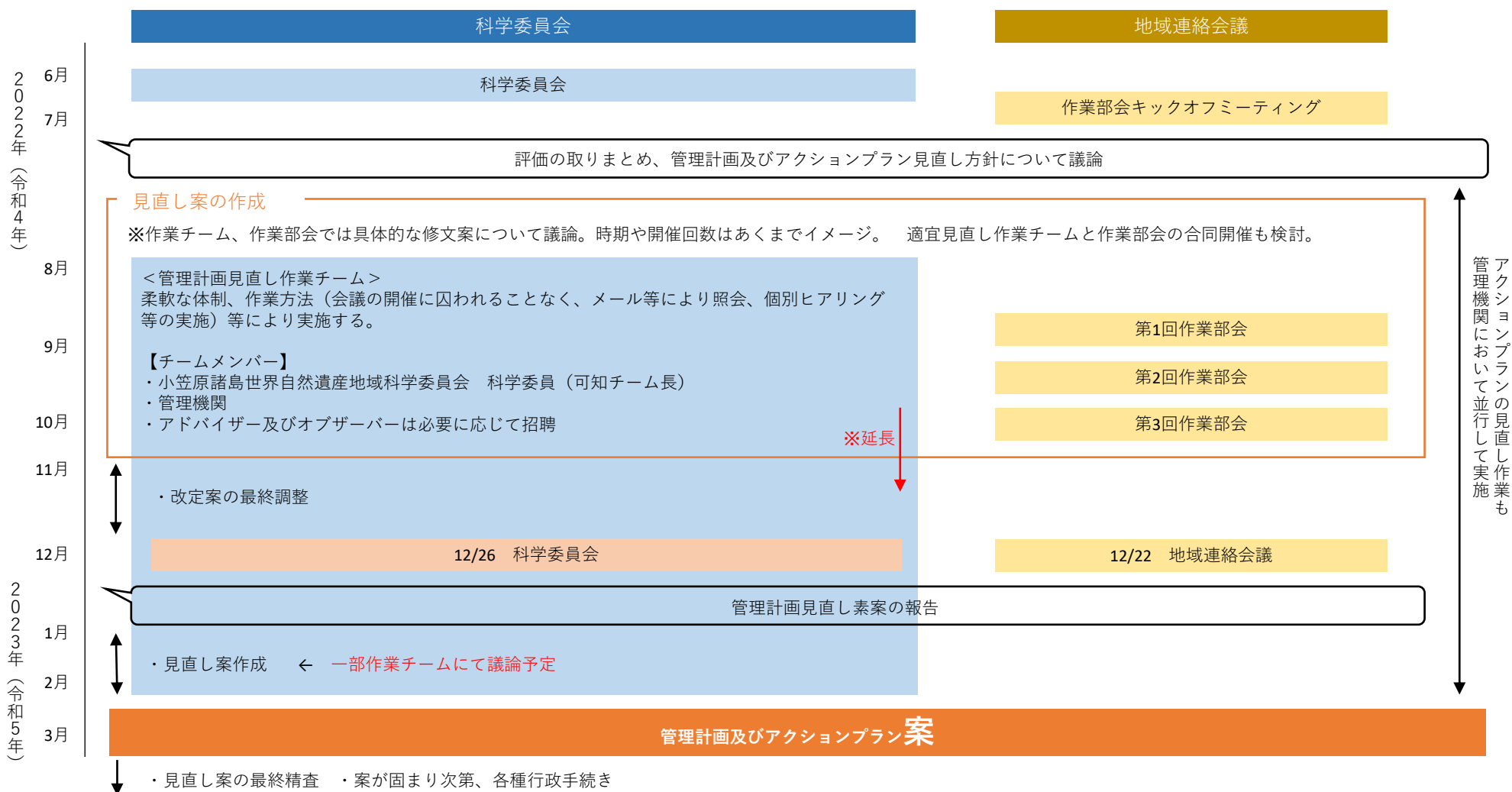


1. 管理計画及びアクションプラン見直しスケジュール（案）

資料1

	管理計画 2010（平成22）年1月／2018（平成30）年3月	アクションプラン 2010（平成22）年1月／2014（平成26）年3月／2018（平成30）年3月
対象範囲	小笠原諸島の自然環境の保全・管理に係わる全体計画	人為的影響の是正に係わる具体的な行動計画（主に島ごとの生態系保全に関わる事項）
目標期間	長期目標の達成のために、おおむね5～10程度先の対策の方向性を示すもの。自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを実施する。	管理計画を補完する具体の行動計画として、短期的な目標及び対策の内容や実施期間を示すもの。おおむね5年間隔で見直しを実施する。
推進主体	小笠原諸島に関わる全ての関係者 （管理機関、管理機関以外の行政機関、小笠原諸島に居住する村民、観光・農業・漁業などに関係する事業者、研究者やNPO、来島者など）	主に管理機関（事業・調査の実施主体）



2. 管理計画見直し作業チームの開催結果概要

■作業チームの目的、メンバー等

目的	・具体的な本文の追記、修正等の作業について科学的助言を得ながら管理計画の見直し作業を進めるため、「管理計画見直し作業チーム」を設置する。
設置期間	・令和4年9月頃～
メンバー	・科学委員会 ・管理機関 ・アドバイザーおよびオブザーバー（見直し作業に必要な専門家等を必要に応じて招聘）
チーム長	可知 直毅（科学委員長）
事務局	関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都、小笠原村

■作業チーム～第2回科学委員会の流れと結果概要

気候変動 ヒア (10/20開催)

気候変動に関する現状の把握と適応策の検討

- ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点のうち、気候変動について、より具体的な現状及び方策を検討
- ※可知委員長、清水委員、千葉委員に加え、アドバイザーとして、松山氏（都立大）、石田氏（京大）を招聘し合同ヒアリング形式で実施

- ・気温の上昇、極端現象の増加、無降雨日数の増加等が見られる
 - ・考え得る対応策として、長期・継続的な調査の実施に加え、全島的なモニタリングの実施、気候変動の対応策の観点からも、域外保全の重要性について意見があったところ。
- ※詳細はP4以降にて整理。

個別ヒア (10/20～ 11/24実施)

見直しの視点に対する今後の取組方針の確認

- ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点に関する対応方針（管理機関案）について意見聴取
- ※科学委員全員を対象に個別説明・ヒアリング

- ・提示した見直し方針案で概ね合意。
 - ・とりわけ新たな外来種対策の方針については、引き続き議論が必要とのご意見。
- ※詳細はP4以降にて整理。

合同作業 チーム (11/29開催)

各島の自然環境の現況の把握と課題の整理

- ・各島の保全対象種と脅威（外来種）、長期目標（案）を確認
- ※科学委員（一部欠席あり）を対象とした会合形式にて実施

- ・方策の検討に当たっては、「保全対象種」と「外来種」という2側面だけでなく、種間相互作用の観点も考慮すべき
 - ・長期目標として「生態系を保全する」との表現では不十分
- ※その他、現行管理計画に記載されている各島の保全対象種と脅威の不足、今後の継続課題等を確認

第2回 科学委員会 (12/26)

基本方針、各島の長期目標等の点検・見直し

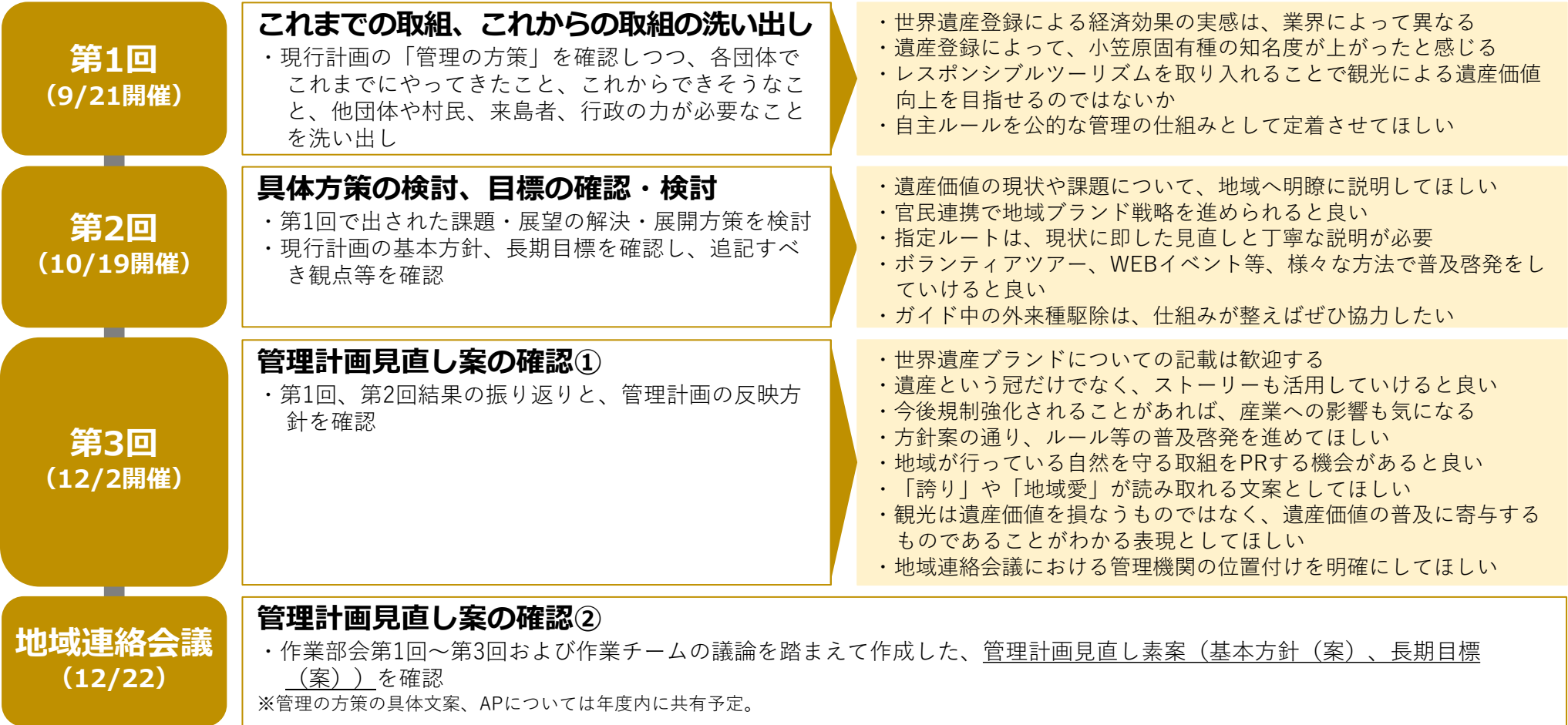
- ・作業チームでの検討および作業部会の議論を踏まえて作成した、管理計画見直し素案（基本方針（案）、長期目標（案））を確認
- ※当初想定していた管理計画見直し案の確認、アクションプラン案の確認については、年明け以降に実施予定

3. 管理計画見直し作業部会の開催結果概要

■ 作業部会の目的、メンバー等

目的	・地域の声や実情を踏まえたより実践的な新しい計画の策定を目指すため、特に地域に関連する部分については地域連絡会議のもとに「管理計画見直し作業部会」を設置する。
設置期間	・令和4年9月頃～ ・平成4年度は3回程度開催予定
メンバー	・地域連絡会議参加団体＋小笠原エコツーリズム協議会 ・管理機関 ・オブザーバー（関係行政機関その他メンバーが必要と認める者）
座長	小笠原村 金子副村長
事務局	関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都、小笠原村

■ 作業部会～地域連絡会議の流れと結果概要 ※第1回～第3回ともざくばらんな意見交換の場として開催



4. 管理計画・アクションプラン改定方針（案）

■管理計画・アクションプランの評価

①管理計画の振り返り

- ・管理計画の構成、管理計画とAPの関係性がわかりにくい。

②アクションプランの振り返り

- ・目標達成困難の要因は「予算」「技術」が多かった。
- ・管理計画とAPの関連性がわかりにくく、進捗を確認しづらい。

■小笠原諸島の現状把握と課題抽出

③学術研究会での主なご意見等

- ・地域参画・連携について、地域を巻き込んだ遺産管理の仕組みづくりとして、他地域の事例を踏まえた新たな仕組みの提案があった。
- ・生態系全般については、気候変動への対応や外来種駆除手法の開発の重要性等が挙げられた。
- ・研究者の役割として、目標の姿を示すこと、魅力発信をすること等が挙げられた。

④既存知見の収集、整理

- 最新の自然環境や社会状況の変化等を整理

■管理計画・アクションプラン見直しの視点

（1）自然環境等の変化に応じた課題の再整理

- ①この5年間で生じた自然環境や社会状況の変化をとらえ、今後5年間の課題を再整理する
- ②近年の西之島における自然環境の変化等の状況を踏まえて、新たな遺産価値について検討する。

（2-A）気候変動への対応

- ・より長期的・大局的な視点から遺産管理をしていくため、気候変動への対応を検討する

（2-B）外来種対策

- ①外来種駆除技術開発の重要性を踏まえて必要な対応を検討する
- ②侵略的外来種を侵入させないための対策強化について検討する

（3）リソースの効果的活用を念頭に置いた 方策の再検討

- ①遺産管理のリソースが限られていることを踏まえ、より効果的な遺産管理を図るため、達成目標や取組内容等を再整理する
- ②新たなリソース確保の手段について検討する

（4）科学者の役割の再整理

- ①科学的見地から目指すべき姿を示すこと、小笠原諸島世界自然遺産地域の魅力発信等について、科学者の役割として、管理計画に整理することを検討する
- ②科学委員会の位置づけ、役割等について再整理する

（5）地域参画の推進に向けた体制・仕組み の検討

- ・地域住民の遺産管理への参加、世界自然遺産による地域振興・経済発展などの体制・仕組みの充実を検討する。

（6）管理計画、アクションプランの構成の再 整理

- ・管理計画、アクションプランの構成等を再整理し、相互の関係性がわかりやすい、評価、点検を意識した計画書へと見直す。

■管理計画・アクションプラン改定方針（案）

- ①最新の自然環境や社会状況、11/29合同作業チームの結果等を踏まえて管理計画の記載ぶりの見直し
- ②遺産地域の現状やこれまでの取組を踏まえ、**当初遺産登録時に登録を目指していた地形・地質や生物多様性に関する知見や情報の収集、分析、検討を実施し、遺産価値の再評価を行う旨を追記。**

気候変動対策として長期・継続的な調査を実施することと、対応策として域外保全の重要性を追記。

- ①②**本土から非意図的に持ち込まれる侵略的外来種の侵入経路を特定し、その侵入を防ぐための管理体制の構築、駆除技術の開発をより推進する旨を追記。**

①※検討中

- 振り返り作業や11/29合同作業チームの結果等を踏まえ修正予定。
- ②小笠原諸島の遺産管理を継続的に実施するため、**新たな資金確保、体制整備に向けた具体的な検討を行い、実現可能なものから適宜取り組んでいく。」旨を追記。**

①※検討中

- 科学者の役割に関する記載について再整理
- ②科学委員会の位置づけ明確化のため、設置要綱を見直し

- ・9/21第1回、10/19第2回、12/2第3回の作業部会を実施。
- ・作業部会の結果等を踏まえて、世界遺産ブランドを活用した地域づくり、観光利用が地域環境の保全と社会・経済を豊かにする持続的なエコツーリズムを目指すことについて追記。

構成の見直し案を作成（次ページのとおり）

5. 管理計画改定素案_目次構成（概要版）

<目次構成案>

【現 行】

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
4. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 遺産価値を支える自然環境の保全
 - 2) 侵略的外来種対策の継続
 - 3) 人の暮らしと自然との調和
 - 4) 順応的な保安全管理の実施
5. 管理の方策
 - (1) 保護制度の適切な運用
 - (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止
 - (3) 各種事業における環境配慮の徹底
 - (4) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - (5) エコツーリズムの推進
 - (6) 継続的な調査と情報の管理
 - (7) 島ごとの対策の方向性
6. 管理の体制
 - (1) 管理機関の体制
 - (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
 - (3) 関係者の連携のための体制
 - (4) 国内外との連携
7. おわりに

【修 正】

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
4. 管理計画第2期（2017年度～2022年度）の振り返り
5. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 自然環境の保全
 - ① 生態系の保全
 - ② 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止
 - 2) 自然と人の共生
 - ① 自然と共生した島の暮らしの実現
 - ② エコツーリズムの推進
 - 3) 持続的な遺産の管理
 - ① 遺産を保護するしくみの適切な整備・運用
 - ② 持続的な遺産管理体制の構築
6. 管理の方策
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 自然と人の共生
 - (3) 持続的な遺産の管理
7. 管理の体制
8. おわりに

現行記載の【管理の方策】に記載の「これまでの取組」を当該項目にて整理

現行の【管理の方策】に記載の「長期目標」を組み込む形で再整理
※「今後の対応方針」は6. に整理

遺産管理のしくみや体制に関する取組は、「持続的な遺産の管理」として項目立て

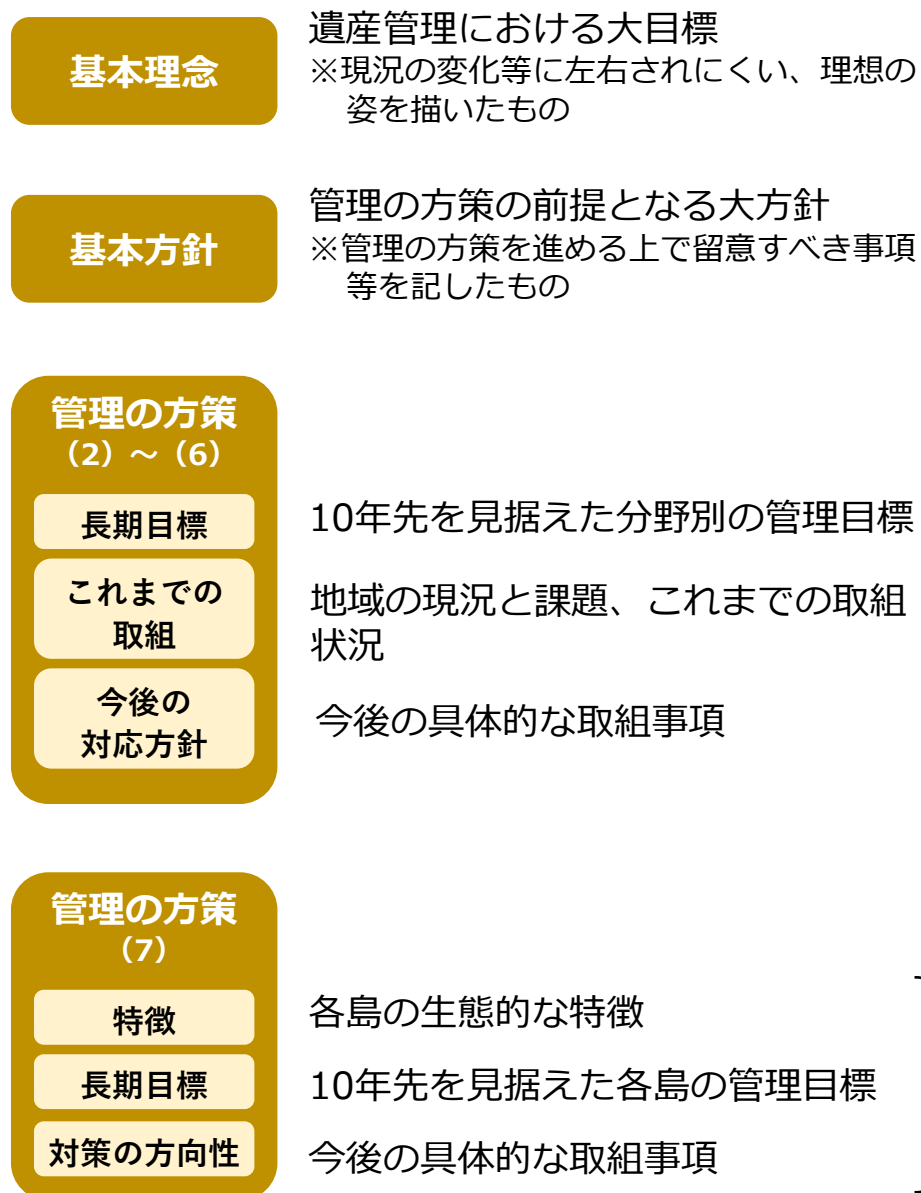
APに対応する具体的な取組を整理
(1) は島別、(2) (3) は小笠原諸島全域共通で整理予定。

現行どおり、科学委員会や地域連絡会議、管理機関等の位置づけについてはここで整理。

6. 管理計画改定素案_目次構成案（詳細版）

■ 管理の基本方針～管理の方策の記載イメージ

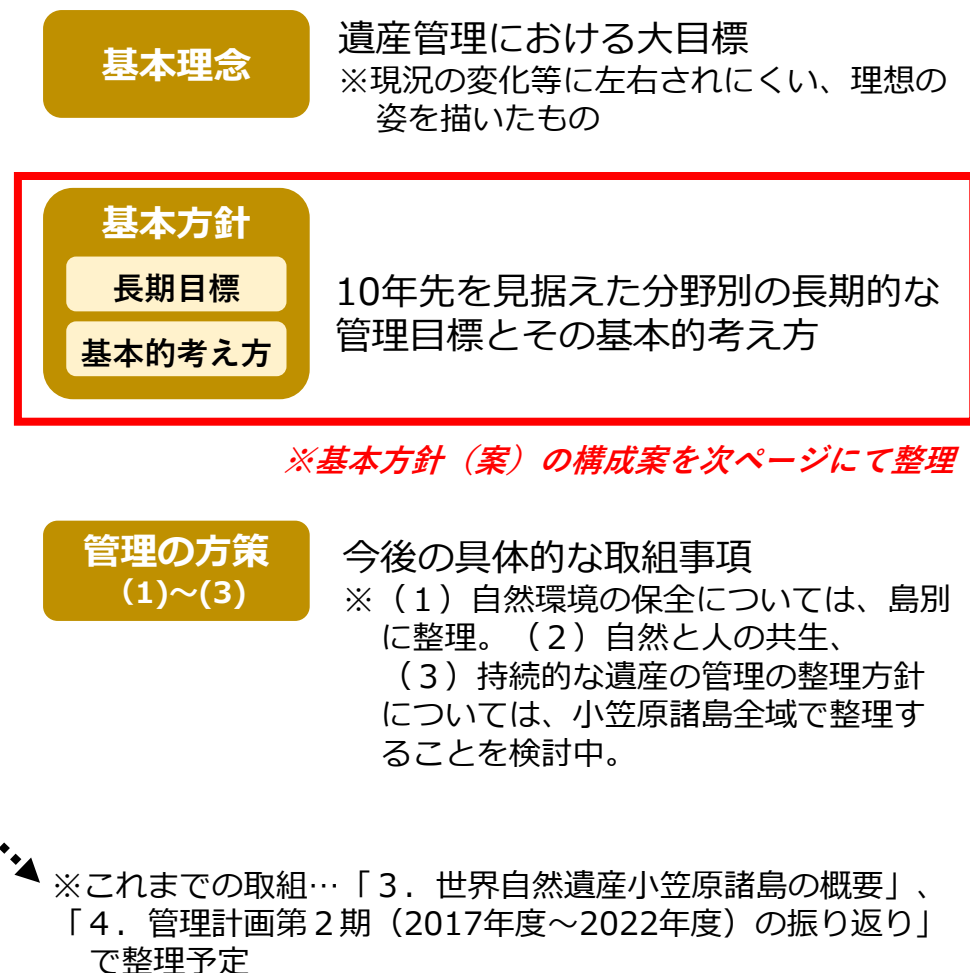
【現 行】



変更なし



【修 正】



再整理

再整理

7. 管理計画見直し素案 基本方針 1) 自然環境の保全【完成イメージ】

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下に示す基本方針に基づき取組を進める。

1) 自然環境の保全～世界に認められた優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく～

小笠原諸島は、陸産貝類相の進化及び植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供していることなどが、世界遺産の顕著で普遍的な価値として評価されたものであり、その生態系の価値を将来にわたって保護し、伝えなければならない。一方で、小笠原諸島は数多くの侵略的外来種の脅威にさらされており、遺産価値である特異な生態系への影響が懸念されている。

上記を踏まえ、①生態系の保全、②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止、に取り組む。

各項目ごとに長期目標を設定

① 生態系の保全

<長期目標>

遺産価値である特異な生態系の修復と、それを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避する。

上述の長期目標に対する基本的考え方を記載

(基本的考え方)

顕著で普遍的な価値として評価された陸産貝類相や固有植物をはじめとした特異な生態系を修復するとともに、それらを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避するため、個体群やその生息・生育地の保全管理を実施する。また、絶滅のおそれのある種の保全は、生息域内における保全が重要であるが、生息・生育域内での保全が困難な状況にある種や生息環境の急激な悪化による絶滅のおそれがある種については生息域外保全を進め、種の保全を図る。

他方、既に侵入・定着している侵略的外来種については、根絶が理想だが、技術的に排除が困難な種や、技術的には排除が可能であるものの、費用や労力の点で排除が追い付かない種もある。そのため、小笠原諸島の生態系の修復の目標を、人間が到達する以前の生態系を理想としつつ、前述の技術的・費用的・労力的な限界を踏まえて、侵略的外来種による遺産価値（生物の進化とそれを支える特異な生態系）への干渉をできるだけ少なくすることを小笠原諸島における侵略的外来種対策の基本とする。その上で、効果的な対策のために、外来種の駆除技術開発に必要な研究の支援等を行い、駆除技術の開発を推進し、最新の科学的知見に基づく保全技術を用いて対処する。

また、生態系の動態は長期的な視点で捉える必要があり、侵略的外来種の侵入・拡散をはじめ、気候変動の影響、津波、干ばつ、台風など、予期せぬ自然環境の変化による生態系への影響などを迅速に捉え対策を実施するため、引き続き長期的なモニタリングを実施する。

基本方針の位置づけを説明

例) 基本方針の「自然環境の保全」は

①生態系の保全

②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止

の2項目で成り立つことを記載

※文章はイメージ

8. 管理計画改定素案_基本方針案及び長期目標案

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要

見直しの視点（6）管理計画の構成の再整理
を踏まえて構成を見直し

4. 管理計画第2期（2017年度～2022年度）の振り返り

5. 管理の基本理念と基本方針

（1）基本理念

世界自然遺産小笠原諸島の顕著で普遍的な価値を正しく理解し、島の自然と人間が共生していくことにより、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく。

（2）基本方針

- 1）自然環境の保全～世界に認められた優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく～

① 生態系の保全

【長期目標】遺産価値である特異な生態系の修復とそれを構成する固有種等の個体群の絶滅回避

② 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止

【長期目標】未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散を防ぐ。

見直しの視点（2-B）外来種対策

本土から非意図的に持ち込まれる侵略的外来種の侵入経路を特定し、その侵入を防ぐための管理体制の構築、駆除技術の開発をより推進する旨を追記。

- 2）自然と人の共生～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

① 自然と共生した島の暮らしの実現

【長期目標】地域住民の世界自然遺産に対する理解と愛着を深めるとともに、遺産を活用した地域づくりを図る。

② エコツーリズムの推進

【長期目標】エコツーリズムの考え方を踏まえ、利用ルールを適切に運用し、持続的な観光を推進する。

見直しの視点（5）地域参画の推進 に向けた体制・仕組みの検討

世界遺産ブランドを活用した地域づくり、観光利用が地域環境の保全と社会・経済を豊かにする持続的なエコツーリズムを目指すことについて追記

- 3）持続的な遺産の管理～持続的に遺産を守るためのしくみと体制の構築～

① 遺産を保護するしくみの適切な整備・運用

【長期目標】保護制度を引き続き適切に運用するとともに、遺産価値の再評価を進める。

② 持続的な遺産管理体制の構築

【長期目標】世界自然遺産地域の管理体制の充実を図る。

見直しの視点（4）科学者の
役割の再整理を踏まえて
整理予定

6. 管理の方策

（1）自然環境の保全

（2）自然と人の共生

（3）持続的な遺産の管理

とりわけ、見直しの視点（1）①自然環境等
の変化に応じた課題の再整理、（3）リソース
の効果的活用を念頭に置いた方策の再検討
を踏まえて整理予定

見直しの視点（1）②新たな遺産価値

当初遺産登録時に登録を目指していた地形・地質や生物多様性に関する知見や情報の収集、分析、検討を実施し、遺産価値の再評価を行う旨を追記

7. 管理の体制

8. おわりに

見直しの視点（2-A）気候変動への対応

気候変動対策として長期・継続的な調査を実施することと、対応策として域外保全の重要性について追記。

生活



遺産

①遺産から生活への効果

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・課題

経済効果を感じるか？

- ・経済効果の実感は、団体により異なる
(遺産登録直後は実感できたが、今はそれほど感じられない、という声も)

今後の方策

- ・地域ブランド戦略等の立案、母島ならではの観光の魅力向上
※官民連携で地域ブランド戦略を進めていきたいが、具体の方法等はイメージが湧かない
※また、漁業では地域ブランドが浸透しにくいとの課題もある
- ・ガイド以外の宿や飲食等も含めた遺産と観光振興のあり方の検討
(観光と遺産保全の相乗効果が狙えるしくみづくり)



■管理計画への反映方針（案）

- ・ **新規**：基本方針に**世界遺産ブランドを活用した地域づくり、エコツーリズムの推進**の観点を追加

生活



遺産

②遺産から生活への影響

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・課題

- ・遺産保全のためのルール（各種法令による規制、指定ルート、農薬使用時の配慮等）による制限を感じる
- ・遺産保全の推進により生じた自然環境の変化による影響を感じる

今後の方策

- ・エコツーリズム推進全体構想の見直し
- ・農業者等への丁寧な普及啓発、金銭的支援の継続
- ・指定ルート等の各種ルールに関する丁寧な説明



■管理計画への反映方針（案）

- ・**継続**：基本方針の村民生活や農業、漁業、観光業への影響に配慮するとともに、生態系保全との関わりで生じる生活や農業等への影響の回避や低減への支援の記述を継続
- ・**継続**：基本方針の保全管理の実施に当たっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について住民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進める記述を継続
- ・**強化**：管理の方策の遺産保全に係る各種ルールや配慮事項に関する説明・普及啓発に関する記述の強化を検討

生活



遺産

③生活から遺産への効果
（貢献）

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・課題（取組状況）

- ・遺産地域内の施設管理や環境整備への参画
- ・外来種を活用した商品の開発
- ・環境調査の実施、調査への協力
- ・遺産の保全に係る各種普及啓発イベント・企画展等の開催・協力
- ・他の遺産地域との交流・連携 など

今後の方策

- ・観光客が遺産保全に貢献できるしくみづくり
（レスポンスブルツーリズムの発信、ボランティアツアーの受け入れ等）
- ・企業と連携した保全対策の推進
（企業からの金銭支援やCSRコーディネート等を含む）
- ・（各種ルール見直し時等に）生態調査結果を反映

<科学委員会・作業チームで挙げられた見直しの視点>

- ・新たなリソース確保の手段について検討する必要がある
- ・地域住民の遺産管理への参加、世界自然遺産による地域振興・経済発展などの体制・仕組みの充実を検討する必要がある

■管理計画への反映方針（案）

- ・**新規**：基本方針に「責任ある観光（レスポンスブル・ツーリズム）」の推進の観点を追記
- ・**継続**：管理の方策の侵略的外来種の排除を含むツアー等の企画・実施、総合的な受入態勢の構築の推奨を継続
- ・**新規**：管理の方策に観光客や企業等の民間から遺産管理に係る新たな人員・資金を確保することについて追記を検討

生活



遺産

④生活から遺産への影響

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・課題

- ・生活から遺産への影響はそれほど感じられない

<科学委員会・作業チームで挙げられた見直しの視点>
・侵略的外来種を侵入させないための対策強化について検討する必要がある

■管理計画への反映方針（案）

- ・**継続**：管理方針の事業や生活・生業における活動による外来種侵入・拡散リスクに関する普及啓発等の**継続**に関する記述を**継続**
- ・**継続**：管理方針に適切な利用のコントロール（利用ルール等）の推進に関する記述を**継続**

生活



遺産

⑤生活と遺産の連携 （普及啓発等）

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・課題

- ・ **海域における** 自主ルールの周知徹底に課題がある
- ・ 管理機関における取組の状況、遺産の状況に関する情報共有が足りない
- ・ 団体として遺産の普及啓発に取り組んでいる

今後の方策

- ・ 管理機関における遺産保全の状況や課題、利用される自然状況等が情報共有できるしくみづくり
- ※ただし、情報共有のための新たな仕組みの導入は現場の疲弊に繋がる恐れもある

- ・ 観光客や島民への普及啓発

（利用ルールの周知徹底、園芸、観賞用で導入される外来植物の取扱いに関する啓蒙活動、保全対策の現場見学、遺産をPRするサインの設置、自然と共生するための苦勞や工夫を発信、Webイベントによる内地居住者への情報発信・普及啓発、エコツアー協議会HPを活用した情報発信等）

<行政の取組一覧より（行政が感じている課題）>

- ・ 利用に関する事業予算の獲得が難しい
- ・ 世界遺産センターの島民利用率が低い
- ・ ははの湯の認知度や利用頻度の向上に限りがある
- ・ 普及啓発イベントの参加者の裾野が中々広がらない
- ・ 陸産貝類以外の天然記念物に関する啓発等

■管理計画への反映方針（案）

- ・ **継続**：基本方針の日常生活や産業における自然環境への配慮や、保全管理への積極的な参画を促すため、村民や来島者に対し遺産価値やその保全管理の意義に関する普及啓発を実施する記述を継続
- ・ **新規**：基本方針に世界自然遺産小笠原諸島を「誇り」と感じられるような意識醸成を図ることを追記
- ・ **強化**：管理の方策に遺産の現状、**取組**に関する情報発信に関する記述の強化を検討
- ・ **新規**：管理の方策に普及啓発に関する具体的なアイデアを取組例として掲載することを検討

2) 自然と人との共生～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

① 自然と共生した島の暮らしの実現

<見直しのポイント>

- ・普及啓発及び環境教育を実施し、地域住民の遺産に対する理解と愛着を深める意識醸成を図ることにより、遺産管理へ積極的に参画していただくことを促したいという考えを改めて示した。
- ・世界自然遺産を地域づくりに繋げていくことを明記した。
- ・小笠原村の目指す「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に貢献していくことを示した。

<長期目標>

地域住民の世界自然遺産に対する理解と愛着を深める意識醸成を図るとともに、遺産を活用した地域づくりを図る。

地域住民向けの普及啓発活動や子ども向けの環境教育の継続的な実施等により、世界自然遺産に対する興味や関心を高め、世界自然遺産小笠原諸島を「誇り」と感じるような意識醸成を図ることで、保全管理に関する村民や来島者の協力につなげる。

また、世界遺産ブランドを活用し、農産物や加工品などの商品開発や付加価値の向上、販売促進等を進めることで遺産から地域への貢献・還元につなげ、心豊かに暮らし続けられる島の実現に貢献する。

保全管理のための様々な対策の実施によって村民生活や産業に影響が生じることも想定されることから、保全管理の実施に当たっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について住民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進める。その上で、外来種対策や固有種保全に配慮した農業の促進、愛玩動物の適正な飼養、物資や人の移動時に配慮するなど継続することにより、自然と共生した島の暮らしを実現する。

普及啓発活動と環境教育を継続的に実施を重視

▽これまでも実施してきた取組を基本的考え方に位置づけ

■現行計画の基本方針(P19,31)の内容をもとに作文

世界遺産ブランドを経済的發展に繋げることが重要

●見直しの視点「地域参画の推進」を受け作成

遺産に関する意識醸成を図り、保全管理に繋げた旨、追記

●見直しの視点「地域参画の推進」を受け作成

人の暮らしと自然の調和の必要性を記載

■現行計画の基本方針(P19)より流用

■現行計画の基本方針(P19)より流用

2) 自然と人との共生～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

② エコツーリズムの推進

<見直しのポイント>

- ・ これまでも実施してきた取組を踏まえ、適切な利用コントロールによる遺産地域への負荷低減を図る考え方を示した。
- ・ エコツーリズムが地域環境の保全と地域・経済に貢献することを明記した。

■現行計画の長期目標
(P32)を流用

<長期目標>

エコツーリズムの考え方を踏まえ、**利用ルールを適切に運用し、持続的な観光を推進する。**

■現行計画の長期目標
(P32)を流用

世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持するため、**「世界遺産資産における持続可能な観光の原則」を念頭に、「責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）」を意識し、**観光による自然環境への影響を最小限にしつつ、来島者が楽しみながら生態系の価値を理解できるよう、エコツーリズムを推進する。

さらに、ガイドラインや利用のルールの適切な運用を継続するとともに、観光利用が自然環境の保全と地域振興の両方に貢献し、地域全体を豊かにする、より持続性のあるエコツーリズムを推進する。

管理計画の見直しの視点
「地域参画の推進」、作業部会の検討結果を踏まえて追記

管理計画の見直しの視点
「地域参画の推進」、作業部会の検討結果を踏まえて追記

遺産

⑥遺産のあり方

■第1回、第2回作業部会でいただいたご意見等

現況・今後の方策

- ・遺産の保全に不安がある
- ・手法の転換が必要ではないか
- ・地域と行政の役割分担を明確にすべき
- ・これからの展望を話すだけでなく、これまでの取組について振り返る機会が必要

<行政の取組一覧より（行政が感じている課題）>

- ・外来植物の駆除方法
- ・在来植物の管理方法
- ・遺産価値の中核である固有の陸産貝類の多くが観光客の多い父島で見られなくなっている
- ・事業規模の拡大
- ・ペット条例の段階的試行
- ・山域のネズミ対策
- ・文化財保護法及び天然記念物に精通した職員の育成及び継続配置

⇒地域と行政の役割分担等については、勉強会（12月開催予定）等で議論予定

⇒保全対策、外来種対策の取組内容、優先順位等については、事務局および作業チームを中心に検討中

★次ページにて現在の検討状況を報告